

審査項目に従い、その全て（全14ページ）を提供します。(1/14)

確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	発注者のチェックポイント	出典根拠等	留意事項
契約工程表	・契約締結の14日以内に、契約工程表が提出された。(契約後、変更後)	契約工程表が提出された日でチェックし、監督員を経由して契約担当課に送付する。	契約書第3条	契約後、契約変更の都度、提出する。
工事カルテ	・事前に監督職員の確認を請け、契約締結後の10日以内に登録機関に申請した。(契約後、変更後、完成時)	工事カルテ受領書により、日付を確認する。チェックの目安は変更しないが、10日以内に監督職員が確認すれば可とする。最終契約変更が、完成日の10日以内なら完成時のカルテのみでよい。	土木工事共通仕様書1-1-7	契約後、契約変更の都度、提出する。最終変更と完成検査が10日以内のずれであれば、完成時に、変更と完成の登録をしても良い。
品質証明	・品質証明員の資格(身分及び経歴)が適正である。また、品質証明員に関する資料を書面で提出した。(契約後、変更後)	様式は、工事現場代理人等通知書および工事経歴書を流用する。品質証明員の資格は、当該工事に従事していない社内の者であって、10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級土木施工管理技士の資格を有するもの。	土木工事共通仕様書1-1-24	現場での10年以上の業務経歴が必要、尚かつ、資格証(技術士、1級施工管理技士等)を有する。
	・工事途中及び検査時の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により提出した。(検査の事前)		土木工事共通仕様書1-1-24	各工種で最初の品質確認時、不可視部分の確認等、及び段階確認等で発注者が立会できない場合等に確認し、事前チェックする。
	・品質証明は、出来高、品質及び写真管理等、工事全般にわたり適切(数量も含む)に実施した。(品質証明実施時)	適切とは、施工計画書に記載した時期・内容と実際の実施内容をチェックし、適正に実施して発注者と同等な検査が行われているかどうかで判断する。	土木工事共通仕様書1-1-24	発注者に対して、工事目的物の品質を保証することが目的である。各工種において満遍なく実施する。施工計画の段階で、発注者の立会も含めて計画書に記載し、効率的に品質証明を行う。